

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.62 (2025.11.5)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



ご自由に
お持ちください

目次

- ① 遊びをせんとや 『梁塵秘抄』より P1~2
- ② 市役所機能の空洞化 一民間委託と非正規雇用一 P2~4
- ③ 音声データ消去事件控訴審 一控訴理由書提出一 P4~6
- ④ 内田 樹「時代を読む」を読んで P7~8
- ⑤ 【本の紹介コーナー その1】『アナキズム』 P8~11
- ⑥ 【本の紹介コーナー その2】『ひろひと天皇年代記ー1945年8月ヒロシマ』 P11~12
- ⑦ 案内・後記 P12

「自由と人権」HP



遊びをせんとや生まれけむ
戯れせんとや生まれけむ
遊ぶ子どもの声きけば
我が身さへこそゆるがるれ

(三五九)

舞へ舞へ 蝸牛
舞はぬものならば
馬の子や牛の子に蹴させてん
踏み破らせてん
まことに美しく舞うたらば
華の園まで遊ばせん

(四〇八)

『新潮古典日本集成 梁塵秘抄』(榎 克明 校注)



「遊びをせんとや」に寄せて

「遊びをせんとや」は、ぼくが養護学校の教員だったころ、休日に子どもたちを校外に連れ出して遊んでいた時のグループ名でもあった。それはもちろん「梁塵秘抄」の一節である。その頃発行していた通信の第 1 号の表紙にも載せた。

今と比べて、あの頃の学校はかなりのどかだった。養護学校だからではない。地域の小中学校も今と比較すれば格段に自由があったと思う。教員と子ども、そして保護者との「距離」もはるかに近いものがあった。なんでこんなに不自由になったのか。通信の冒頭からこんなことは書きたくないが、それは自民党政権を中心とする政治介入があったからだ。その犠牲者は子どもたちだ。

表紙に掲げた 2 首はどちらも子どもの情景を歌ったものだ。「遊びを」は見ている主体が大人であり、羨望をもって子どもの遊びを眺めている姿が浮かんでくる。思わず動き（踊り？）出してしまうところがある。好ましい。「舞へ舞へ」は子どもが主体だ。子どもの声と身振りが浮かんでくるようではないか。

挿絵は言わずと知れた「鳥獣戯画」、大声を上げてはしゃぎまわっている様子だろうか。「バカ騒ぎ」と取れないこともないが、みんなが楽しそうにしているところが良い。挿絵として適当かどうかは別として、好きな絵だったのでここに載せた。



市役所機能の空洞化 ——民間委託と非正規雇用——

何人かの人たちに、またいくつかの場所で話したり書いたりしたことなのだが、改めて上記のことについて考えてみる。

10 月の和地市長とのタウンミーティング（公式には、市長名を無理にかけ合わせた別名称なのだが、政治宣伝を兼ねた着想であり、個人的には使用禁止用語としている）でも話したことだ。今年 6 月に住民税非課税世帯臨時特別給付金が支給されるという通知が自宅に届いた。近年の物価高に対する補填措置のようなものであり、しょせん対処療法だ。痛み止めは、いっとき効くが、次第に効かなくなってくる。対処療法ではだめなのだ。もっと根本的に賃金や年金の大幅引き上げを図り、消費税を無くせと言いたい。庶民がこんな姑息な「政策」で喜ぶのは、政府の無為無策を証明しているようなものだ。……とはいえ、くれるというものを受取らないテはない。

「口座登録等の届出書」というのに記入して、しかし「誓約・同意事項」というのにあえてチェックを入れず、市役所に持参した。なぜチェックを入れなかったのかと言えば、そこにはこんなことが書いてあったからだ。「市が支給決定をした後、届出書の不備による振り込み不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和 7 年 5 月 31 日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、本支給がされないことに同意します。」これに対し、「届出書の不備の場合は現金支給を希望します。」と付記した。

ところが窓口で何と言ったか。「これはポストに出してください」だと。ふざけるな、と思った。そしてそのままを口にし、つき返した。自分の頭で考えることをせず、マニュアルに沿った対応しかできないからこんなことになる。職員の処理・対応能力低下の象徴だ。ところが、ところが、である。今度は郵便でその届出書が戻ってきた。開けてみると「記入もれ」だと！ なんのこっちゃ。こちらはあえてチェックを入れず、その代わりに追記したのに、何も見ていないのか、見てもわからないのかどちらかだ。これも前述の職員の劣化に輪をかけた脳みそのスポンジ化だ。

権利としての給付金（決して「おめぐみ」ではない！）を受け取れないのも嫌だし、面倒なので、付記は消さずにチェックだけは入れて再び窓口に直行。ここに至るまでの経緯を話し、なんでこれではだめなのだと言いつつ。受付の女性では「そのような決まりなので」とかなんとか言うのだが、これでは話にならないので上司を出せと要求した。奥から出てきた男性はひたすら低姿勢で謝るばかり。こちらは当てが外れて肩から力が抜けてしまった。

詳しく聞けば、彼らは市の職員ではなく、JTB コミュニケーションズ（かつて市民会館の「指定事業者」であった委託受注企業）社員であることが判明した。窓口業務とはいえ、こんな事務手続きまで企業委託しているとは驚いたが、彼らは彼らで少ない人員と低賃金で苦労しているらしい。なにせこの職場には当該の女性と件の課長の 2 人きりという実情。事情を聴けばこちらもあり強いことは言えない。課長の謝罪に免じてその場は引き下がることにした。そして提出した届出書のコピーを要求し、それを持ち帰ることは忘れなかった。

この事を先のタウンミーティングで話したのだが、持ち時間の 4 分（事前に釘を刺されていた）ではもちろんこんな細かなことは言い切れない。市長は、市でも女性の再就職応援宣言をして職員の再就職を進めているとか、窓口業務の民営化によって税金の徴収率が上がった等々実績を強調、しかし苦情には詳細が分からないのでと具体的な回答はせずじまい。とどのつまりは市長の政治宣伝の場にしかならないのだと改めて思った。市長の帰り際に、当日「課長」から受け取ったコピーを示したところ、「指導しておきます」だと。もう当該の会社員は当該業務終了でいないだろうが！

市の職員であれば市民からの苦情を受けて改善されることもあろうし、それが職員の力となって蓄積される。しかし企業委託ではそうはならない。業務の企業委託で職員数は減らされ、少ない人数で仕事はきつくなる。受託した民間企業で働く労働者も安い賃金でこき使われる。そもそも民間企業に業務委託して人件費が浮くのは、労働者の低賃金を前提としているからこそ可能なのだ。そんなことは自明だろう。市役所はブラック企業か、といたい。公共という場でのこんな理不尽な人の使い方、道義的にもどうかと思うのだが、返ってくる答えは予想がつく。

「市民サービス向上のため」「公共予算の適正使用」等々、まともな答えが返ってくるとは思われない。

いつからだろうか、市役所庁舎内や市の広報誌「東やまと市報」で民間企業の宣伝をしだしたのは。なんでこんなおかしいことをするのだと問えば、「税金を補填する意味で有効」とか、ありきたりで、論点をずらした回答しか返ってこない。

「命名権」などというシロモノもその一種である。民間企業ならいざ知らず、公共機関がこれをやりだした。公共機関と民間企業が利害関係でつながれば、その公平性・平等性が疑われることになる。だからこれまで「官」が「民」の宣伝などすることはなかった。わかりやすい例でいえば、NHK（日本放送協会＝公共放送）が特定商品のコマーシャルをうつようなものだ。NHK なら異常であると感じることができるのに、市役所でそれをやってもおかしいとは感じなくさせられている。これらは、公共資産（信用性）の民間企業への売り渡しである。まともな法律家なら、地方自治法第 2 条の「公共の福祉」の原則、同法第 138 条「公平・公正」の原則に背くと言うだろう。公民館で同じことをやったら社会教育法第 23 条違反として摘発されるところだ。本来公共とは、特定業者の営利には関わらないものだ。それが平等・公平・公正な公共の姿だ。思えば、こんなところから市役所業務の空洞化は始まっていたのだ。

市民課の受付業務を企業委託にしたことでサービス対応が良くなったと自負するような市長であれば、市役所の業務空洞化と業務能力低下はどんどん進む。もはや「危険水域」に入ったと言ってもいい。

非常勤（会計年度職員）を正規雇用にもせよと要求しても、市長は、フルタイムで働けないので期間・時間を限った働き方を望む人がいるとしてこれを肯定している。中にはそんな人もいないとはいえない。しかし、年度ごとに試験を受けさせられ、先の見通しがなく、いつ首を切られるかもわからない非常勤職員を望む者が多いとはとても思えない。パートや非常勤を望む者がいたとしてもそれは少数だろう。

少数の例外を根拠として多数の職員を非正規化していく手法は為政者が好んで用いるテだ。小泉純一郎首相が行った労働規制緩和による非正規雇用認可も初めは高度専門職だけだったはずだ。しかしいつの間にやらかの国の主流となった。高市首相の労働時間規制緩和も、たった 6%の「働く時間を増やしたい」という回答をその根拠にしている。その 6%だって生活維持のために「もっと働かざるを得ないから」だと考えれば、低賃金が本当の理由であることが見えてくる。

タウンミーティングでも言ったことだが、常勤職員よりも現場の仕事をよく知っており、利用者からの評判も良く、当人もその仕事にやりがいを感じていた非常勤職員が、ある日突然いなくなった。辞めさせられたのかどうか

は定かではないが、そのような疑念が生じてしまうほど不自然な辞め方であった。これは市役所にとっても大きな損失であろう。こんな矛盾を正当化するのが人件費削減というタテマエだ。

体を壊す職員が多いことに気づいたのは、かなり以前だった。突然空席になったので、「彼はとうしたの」と聞くと、体調不良で休ませてもらっているという返事。そんな経験が一度や二度ではない。外から見ていてこのだから、職員間ではもっと深刻なはずだ。中には亡くなった職員もいる。病気と職場の労働環境との因果関係は個々の事例によっても異なるであろうし、因果関係が簡単に証明できるものではないだろう。しかし、こんな実態を目の当たりにすると、仕事の過酷さやストレス、休みたくとも休めない職場環境、そして早期受診もできず結果的に手遅れとなってしまったという構図が浮かんでくる。

市役所の仕事が企業委託にされるごと、常勤・非常勤に関わらず現場の人員は減らされていく。そのたびに現場の力量は低下する。そのことがますます外部委託に拍車をかける。それは現業・事務に限らず、市役所全体の空洞化だ。気が付いたら市役所は、市長部局のセンター的存在である4階の一部職員を除いて全て企業任せとなっていた（市役所機能の全面民営化）などという悪夢さえ浮かんでくる。

労働条件は本当に必要と思ったものが立ち上がり、闘い取るしかない。そのかたまりが労働組合だ。市役所には労働組合はある。しかし非正規も含めた労組にはなっていない。

市民・住民にとっても人ごとではない。窓口の愛想ばかりはいいが、住民サービスの実態は悪化・低下していき（すでに劣化が目に見えている）、利用料徴収や値上げとして、ツケは市民・住民にまわされる。このような現状に対し声を上げる市民・議員・職員はほとんど見られない。彼らが疑問にすら思わないことが事態の深刻さに拍車をかけている。根本的な体質改善がいま必要なのだ。業務の民間委託を見直し、希望する非正規雇用職員（会計年度職員）はみな常勤とせよ。目を覚ませ、立ち上がれ、市民・住民、市役所労働者諸君！



音声データ消去事件控訴審 ——控訴理由書提出——

10月23日、東京高裁に控訴理由書を提出しました。以下は控訴理由書から「4 控訴の理由」と「5 その他」のみ抽出したものです。あまり面白みのないものですが（それでも弁護士などが書く一般の準備書面などよりはわかりやすいかも）、お読みいただければ幸いです。

なお、第一回控訴審口頭弁論記述が決まりました。12月11日（木）11時40分、東京高等裁判所809号法廷です。ご都合のよろしい方は傍聴にいらしてください。

4 控訴の理由

（1）原判決の矛盾

原判決は、「国の保有する公文書の中にも、保存期間を『事務処理上必要な1年未満の期間』と定めるもの（短期保有文書）」があることを理由に、「資料文書等」を定める同規則第2条8号が適法であるとしている。ところが原判決では、「短期保有文書」なるものを定めた法令名や条文を示してはならず、「資料文書等」の適法性を証明する根拠とはなり得ない。

仮にそのようなものがあるとしても、「保存期間を1年未満」と定めることと、同規則第2条8号のように「保存期間を定める必要がない」ことが「表現の違いに過ぎない」とは理解に苦しむ。保存期間がたとえ1年未満であろうと、期間を定めて適切に保存することと、保存期間を定めないこととは全く異なる扱いである。

公文書管理法第5条1項では「行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」と定めている。本件音声データは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録【中略】を含む【中略】）」であり、当該行政機関の職員が組織的に用いるも

のとして、当該行政機関が保有しているもの」(同法第 2 条 4 項 【】内は控訴人)であることは言うまでもない。

また原判決は、本件音声データが記録されるまでは同規則第 2 条 2 号として同条 4 号の「文書等」に該当するが、記録作成後は同条 8 号の「資料文書等」にあたるなどと不可解な解釈をしているが、公文書管理法第 5 条 1 項で公文書とされるものは、保存期間を定め適切に処理しなければならないものであって、処理途上で行政文書でなくなる(「資料文書等」になる)などと言うことがあってはならない。廃棄するか否かは別として、行政文書は法令上、保存期間内の文書であるか、保存期間が過ぎた公文書であるかの違いしかない。

そもそも、このような突飛な解釈が成り立つこと自体が、同規則第 2 条 8 号が公文書管理法に反することを物語っている。

(2) 判例の黙殺

原判決では、本件音声データが行政文書にあたるという根拠として控訴人が提出した 2004 年 11 月 18 日 最高裁判所第一小法廷判決(甲 10 号証)、東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決(甲 11 号証)及び横浜地方裁判所令和 5 年 10 月 4 日判決(甲 12 号証)が全て黙殺されている。なぜこれが証拠とならないかの根拠についても示されてはいない。

最高裁判所第一小法廷の判決は上告人の敗訴となったが、会議録を録音した音声テープは「会議録が作成され決裁等の手続きが終了した後は本件テープは、実施機関で管理しているものである限り、公開の対象であり得よう」(同判決 3 頁 甲 10 号証)としており、音声データが期間を定めて保存すべき行政文書にあたることを示している。

最高裁判決では音声データが保存すべき行政文書であると認めているのであり、被控訴人がそのような行政文書を不当に削除したことは違法であると言わざるを得ない。すなわち、音声データを保存期間さえ定めず、使用後は速やかに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号「資料文書等」はあってはならない条文である。

また、東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決は控訴棄却となり、控訴人である川崎市教育委員会が上告しなかったため確定判決となったものである。当該原判決は、同市教育委員会による同市教科用図書選定審議会の音声データ開示請求拒否処分を取り消しを命じたものである。同音声データは、開示されるべき公文書であるとする同市情報公開条例第 8 条にあたる(同条例 3 号及び 4 号の不開示情報には該当しない)としている(横浜地裁判決 16 頁及び 19 頁)。この判決も、本件音声データに対して、保存期間を定めず、使用後は速やかに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定をあてはめることが違法であると証拠立てるものである。

原判決においてこれらの判決が全て黙殺されていることは、重大な欠陥と言わねばならない。

(3) 現職大臣の発言の無視

控訴人は当時現職であった平井卓也デジタル改革担当相の発言を証拠として提出している(甲 9 号証)。その中で同相は会議の内容を録音した音声データが公文書であることを公式に認めている。これは国による決定と同様であり、地方自治体の法解釈にも波及する。これをないがしろにすることは許されない。

同相の発言は、本件音声データに対し、保存期間も定めず、使用後はただちに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定をあてはめることが違法であることを示すものであり、無視されてもよいものではない。

またこのことは同時に、音声データ等を「資料文書等」と定め定める同規則第 2 条 8 号の規定が、公文書管理法などの規定に反するものであり、早急に廃止されねばならないことを示している。

(4) 控訴人の損害

ア、審査会条例から見た音声データ

原判決は、控訴人の主張する訂正内容を記した「記録について」が審査会に送付されたことから、「原告が本件意見陳述で意図した目的は達せられた」（３ 頁）として、控訴人の受けた損害はないと判じているが、これは審査会条例第 7 条に定める審査請求人の意見陳述の権利をあまりにも軽く見た暴論である。

審査請求における意見陳述は形式的な「しきたり」ではない。被控訴人である東大和市長が委嘱した 5 名（当日は 1 名欠席）の審査会委員に対し、直接審査請求人が口頭で陳述し、審査会委員とのやり取りを通して意見表明する場である。8 月 21 日当日は、審査会委員から特段の質問等はなかったが、同意見陳述はそのような場面をも想定して行われるものである。その意見陳述の文書記録は（内容的に誤りはあったが）作成された。しかしこれを担保すべき本件音声データが違法にも消去されてしまった。

これに対し原判決は、前述のごとき理由から控訴人に損害が無かったと判じている。しかしこれは審査請求における意見陳述の現実を見ない机上の空論に過ぎない。これを裁判に例えれば、法廷での記録が失われても、訴状・答弁書・準備書面など提出文書さえあれば当事者にはなんの不利益もないと言っているようなものである。

審査会条例第 6 条 1 項には「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁【中略】に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）【中略】の提示を求めることができる。」（【】内は控訴人）とある。「情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録【中略】当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（【】内は控訴人）である。

仮に審査会から本件音声データの提出が求められれば、（結果的には本件音声データの提出は求められなかったものの）諮問庁である被控訴人はこれを提出する義務があるが、それが果たせないことになる。しかるに、被控訴人はそのようなことを想定せず、これを「資料文書等」として文書記録作成後ただちに消去してしまったのであり、その法的責任は重い。

翻って言えば、審査会から音声データの提出が求められる可能性があること自体が、本件音声データが行政文書であることを示しているのである。

イ、控訴人の損害

審査会における控訴人の意見陳述の内容が正しく記録されていれば、その記録が審査会に提出されるはずであったが、違法な本件音声データの消去があり、審査委員会条例第 8 条 1 項に定める「資料の閲覧又は交付」が不可能となった。同時に記述の誤りを確認することもできなくなった。

本来であれば、審査会に提出される資料は被控訴人の作成した記録のみであるべきところ、これに併せて控訴人の主張を記した「記録について」の 2 種類の書面の提出となった。この事実から、どうして「控訴人が受けた損害はない」と言い切れるのか。

A という事実と、非 A という事実が並び供されることと、A という事実のみが提供されることの及ぼす効果はおのずと異なる。審査会委員には被控訴人の作成した意見陳述の「記録」と、控訴人が作成した「記録について」の 2 種類が提出された。これが単独で提出されたときの審査会委員に与える影響は明らかに異なる。

しかも控訴人は、資料を取りそろえて臨んだ 8 月 21 日の口頭意見陳述の（本件音声データを含む）資料を、審査委員会条例第 8 条 1 項に従って要求し、その内容の確認を求めることが（「資料の閲覧又は交付」を求めること）が不可能となったその実質的な損害もある。原判決ではこのことについても全く触れられてはおらず、著しく不当である。

5 その他

被告準備書面（１）の「原告からは『言い間違えたのかな。』と発言があった。」（３ 頁 9～10 行）との記載が、控訴人が審査会の口頭陳述で誤った発言をしたかのような予断を与えるものであり、確定的な証拠がない限り審理の場にはなじまないとの判断から、控訴人は発言当事者を氏名不詳のまま証人申請した。本来であれば被告準備書面（１）のような表現は、判事から適正な表現に改めるよう指示があるべきところ、そのような対応はとられなかったためである。

ところが原審の判事は、自身でこれを判断することなく、被控訴人にその必要性を問うた。当然のことながら被控訴人はその必要性はないと答え、判事もこれに従い控訴人の申請した証人尋問を退けた。このような法廷運営は、公平、中立であるべき裁判官の資質を疑わせるものであり、絶対に認めることはできない。

また、結審の日に原審の判事が述べた次のような発言も問題である。「(判決日には) おいでいただかなくても結構です」、これを聞いて控訴人は言葉を失った。法廷の場でこのような発言をすることは、裁判の公開を定めた憲法 82 条 1 項「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」にも抵触し、とても看過することはできない。

上記発言は判事としての適性を疑わせるもののひとつであり、このような判事のもとでの判決は到底受け入れ難い。

内田 樹「時代を読む」を読んで

以下は 2025 年 10 月 19 日の東京新聞の「時代を読む」のコラムである。

東京新聞

2025年(令和7年)10月19日(日曜日)

11版 社説・発言

4

大学を辞めた後も、大学院の社会人ゼミを自宅で継続している。受講生には学校の先生が多い。先日、発表者は公立中学の先生で、中学における管理の強化が主題だった。

「存じと思うが、今は多くの公立学校では職員会議というものがもう機能しなくなっている。校長に全権を集中させ、職員会議は既決事項を周知するための「補助機関」に過ぎない。もちろん議決権もない。大学も事情は同じで、今や教授会は入試判定も卒業判定も人事も予算も何も決定できない。すべて学長が専断する。その学長選考でも、教員の投票結果を覆す人事が各地で行われている。」

◆ ◆ ◆

今世紀に入ってから教育の「上意下達」化は異常といつてよい。すべての指令は「教職員と子どもを馴致する」という目的に集中している。「上」の指示が末端まで遅滞なく示達されるような組織をつくること、久しく自民党政権はそれを目指してきた。そして、それに成功した。その結果、子どもたちは権威に従う習慣を深く内面化して、羊のようにおとなしくなった。組合は切り崩されて、教員たちも「上」に抗う手だても意欲も失った。教員の労働条件は先進国最悪レベルになり、上司や保護者からのハラスメントによって心を病んでの休職者は増え続けている。若者たちもこんな劣悪な労働環境を嫌って、教師志望者が激減した。遠からず人手不足で日本の学校教育は立ち行かなくなるだろう。

現場の教員たちは「管理の強化」で苦しめられている。権限を奪われ、無力化され、査定され、評価の低い教員や上司の指示に異を唱える者は罵倒され、処罰される。この仕組みは教員たちの自尊心を傷つけ、

時代を読む



制度と感情

神戸女学院大学名誉教授・凱風館館長

内田 樹

働く意欲を殺している。

みんな気づいていると思うけれど、こういう上意下達組織で出世するのは「イエスマン」である。上にへつらい、下に威張り散らすタイプの人間の前に広々としたキャリアパスが開ける。そして、「度」「上」にたどり着いた人は「下」の人に屈辱感を与える機会を見逃さない。イエスマンであるために失ったおのれの自尊心を回復するために、彼らはあらゆる機会を通じて自分より力のない者に屈辱感を与えようとする。そして、そうやって傷つけられた「下」の人たちもまたひとたび「上」に立つと、傷ついた自尊心を回復するために(以下同文)。

書いているだけで情けなくなってきたが、これが日本の教育現場の実情である。

◆ ◆ ◆

「この組織はガバナンスがなくなっている」と怒る人間は必ず大声で罵倒の言葉を吐き散らす。「管理を強化しろ」と言う人間が静かな声で、穏やかに、対話的に語るのを私は見たことがない。全員が感情的なのだ。それを見ていると、この人たちが「管理強化」を言い立てるのは、おのれの攻撃性を解き放つためではないかとさえ思えてくるのである。ここには深刻な倒錯がある。すべてを駆動しているのは実は感情なのだ。他者を罵倒し、屈辱感を与え、生きる意欲を失わせる権利を求めて人々は今競争している。上意下達組織は効率性ゆえに選択されているのではない。そのような組織では他者を傷つける大義名分が立つからである。今の日本では感情が制度を動かしている。だからこそ感情の抑制が今必要なのだ。それに早く気づいてほしい。

2025.10.19

小中学校・高校で子どもたちの自由が奪われている。職場では教員の階層化が進み、管理が強化され、教育の自由は忘れ去られている。また、国立大学の法人化に伴って運営交付金や科研費が減額され、教育・学問・研究の自由は風前の灯火だ。教職員・学生の自主性、自律性が奪われ、学長の権限ばかりが強まり、大学の運営に関する重要事項は経済界や元官僚からなる学外委員が牛耳る「経営協議会」に握られている(日本学術会議もおそらくこの轍を踏まされるだろう)。そして私立大学も内田氏が指摘しているように例外ではない。これらの管理強化と学校における自由の侵害は、歴代の自民党政権による教育への介入に端を発している。この文章の前半で内田氏が指摘していることは的を射ている。

後半になるとそのような客観的な表現から、人の内面を抉り出す書き方が目立つようになる。抑制の効かない過剰な叱咤、否定された自尊心を回復するための弱者への怒りの転嫁、等々醜悪な姿が描かれる。内田氏の示すよう

な現実には教育現場に限らず、公務や企業の職場に存在するだろう。卑近な例では齋藤兵庫知事のパワハラ問題や、山中横浜市長の過去のパワハラ疑惑などが思い浮かぶ。そこまでトップに上り詰めなくとも、上級職が部下に対し、権力をカサに、そして感情も露わに、罵詈雑言を浴びせかける。これを見ると、内田氏の指摘もうなずけないわけではない。

同氏の著作は読んだことはないが、これを読む限り内田氏は、人情の機微や深層心理、感情の移ろいについての確な表現力を持つ人のように思われる。しかし、「「管理強化」を言い立てるのはおのれの攻撃性を解き放つため」とか「すべてを駆動しているのは実は感情なのだ」と言われると、果たしてそうか、と疑問を持たざるを得ない。

すでに述べたことだが、内田氏は前半部分では現在の教育現場での労働環境についてかなりの確な指摘をしている。ところが後段に入って感情論が爆発する。ぼくにはそのように見える。しかし、内田氏のように感情の抑制にすべてを帰納するような論調には抵抗を感じる。どうしてそうになってしまうのか。仮に自身の労働体験が少ないとしても、記事を読めばわかるとおり、周りに現場の実態を知らせてくれる人がいないわけではない。内田氏は自身の論に引っ張られてこういう論調になってしまうのかもしれない。それはともかくとして、このような「感情一元論」では問題の解決に繋がらないことは確かである。

労働現場における人間関係の荒廃をもたらすものは、現象的にはコントロールできない感情によるものかもしれないが、それが根本的な問題でもなければ、解決の糸口でもない。人件費削減のもと非正規化が進み、外部委託で継続的な人間関係が築きにくくなり、職員・労働者の数は減らされ、職場に潤いがなくなり、過重な仕事を強いられ、過労死寸前まで追い込まれ、どこに「感情の抑制」ができる環境があるというのだろうか。

そのような労働環境を作り上げた新自由主義的な政策、つまり経済第一主義、利益偏重という歪んだ価値観に基づく労働環境に支配されている。直接的には非正規雇用の増大、職階制の徹底、管理の強化、民間委託の増大などが横たわっていることにもっと目を向けるべきであろう。そしてそれら一つひとつの課題に取り組むことによってしか現状は変えられない。攻撃性の抑制や感情のコントロールによっていつかの解決になったとしても、すぐに元の木阿弥となってしまうことは間違いないだろう。

（以上は 2025 年 10 月 19 日フェイスブックに書いた文章に手を加えたものです。）



【本の紹介コーナー その1】 『アナキズム』 栗原 康 著（岩波新書）

アナキズムは無政府主義と呼ばれ、混乱、暴動、無秩序などがイメージされ、一般には怖いものとされがちだ。ぼくの認識している範囲では、そうではないとも言えるし、そんな部分もあると思う。共産主義がそうであったように、元はといえばユートピア（理想郷）を求める運動や思想形態のひとつだろう。しかし共産主義をめざした現実の世界は、中華人民共和国や、今は無き「ソビエト社会主義共和国連邦」などの社会主義国のように、一部の者たちが権力を掌握し、粛清や追放など自由を抑圧するような社会になってしまった。これらの矛盾への反措定としてアナキズムがある、ともいえる。だから資本主義者ばかりでなく、社会主義者からも嫌われ、怖れられ、パージされがちだが、そこには人を引き付けるだけの魅力があることも確かだ。

栗原さんの『アナキズム』は老舗岩波書店の新書の中では特異な部類に入るだろう。なんと文体からして「イカレテ」いる。もうこの段階で反発してやめてしまう人も多いだろう。ぼくなどもその一人だが、「発行所 岩波書店」を信頼して頁をめくった。

人はみな社会的規制の中でそれが当然のこととして生きている。学校では校則にしばられ、親や先生の言うことを守って勉強せねばならず、社会に出れば、会社やバイト先の上司から仕事に励むよう促され、自分でもそのようにしなければとおのれを鞭打ち、たまの休みには家族サービスを強いられる。もういい加減にしてくれーッ、という気分にならないだろうか。すべてを投げ捨てて自由に生きたくはないか。人は社会的動物である前に野生の生き

物である。世間の常識に従い、社会人の役割を果たしながらも、心の内では解放されたい、もっと自由気ままに生きたいという欲求が抑えようもなくある。

これはある意味アナキズムに繋がる心の叫びだ。ひとり一人が拘束や支配を受けず、誰をも拘束、支配をしない。おおかみの遠吠えのごとく叫び、燃え上がる内なる炎にのみ焼かれる。筆者はこんなことが言いたいのかもしれないと思いながら「序章 アナキズムってなんですか?」「第1章 自然とは暴動である—エコアナキズムの巻」を読み進めた。

「第3章 ファック・ザ・ワールド—アナルコ・キャピタリズムの巻」では、「自分の例から」といって栗原さんはこう語る。

舞台は2007年、ドイツのハイリゲンダムサミットでございます。おいら、20代のころ、こりゃおもしろえなっておもってのめりこんでいたのが、反グローバリゼーションってよばれていた運動でね。これ、1990年代後半から2010年前後まで、世界的にドッと盛りあがっていたんだけど、このころってのは、もう多国籍企業のやりたいほうだいね、どこにいても貧乏人がコキつかわれていて、それでもたりないからと、もっと安く、もっとクビきりのしやすい労働力をつくれ、もっと非正規雇用をふやせていって、政府に圧力をかけて、そういう政策をとらせていた。日本でいうと派遣法が改悪されて、ガンガン非正規がふえていったりね。しかも、それで貧乏人が食えねえぞってわめきちらせば、ハーイ、それは自己責任ですからね、ハーイ、文句ばっかといってはたらないクズは切りすてましようねっていわれていた。

でさ、そういうのを一国だけじゃなくて、WTO（世界貿易機関）とか、IMF（国際通貨基金）とか、世界銀行とか、サミット（先進国首脳会議）とか、そういうのに世界中のカネもちと権力者があつまって、ああ、カネがあるっていいよね、サイコウさ〜とかいいながら、あからさまにカネもちによるカネもちのための世界をつくろうとしていたんだ。もちろん、そんなだったらこっちだってやってやるぞだ。そういうどでかい会合がひらかれるたびに、世界中からひとがあつまって抗議行動がくまれることになった。それが反グローバリズムだ。

あっ、いちおういっておくと、この反グローバリズムが一躍脚光をあびたのが1999年、アメリカのシアトルでひらかれたWTOのときだ。（77～78頁）

本書の中では様々なアナキストが紹介されている。彼らは世間の常識や既成秩序に反抗し、栗原さんの文体以上に暴れまくっている。ぼくの知らない名前もたくさん出てきて、正直頭に入らないところも多かった。

「第3章 やられなくてもやりかえせ—アナルコ・サンディカリズムの巻」「第4章 われわれは圧倒的に間違える—アナルコ・フェミニズムの巻」になってやっと知っている名前が出てきた。大杉栄、そして大杉栄のパートナーである伊藤野枝が「第5章 あらゆる相互組織は犯罪である—アナルコ・コミュニズムの巻」に出てくる。先ずは大杉栄。

僕等は、自分の生活が自分の生活でないことを、まず僕等の工場生活から痛感している僕等は自分の生活を、自分の運命を、ほとんど全く自分で支配していない すべてが他人に課せられている 他人の意のままに、自分の生活と運命とを左右されている。〔中略〕

僕等は、この専制君主たる資本家に対しての絶対的服従の生活、奴隷の生活から、僕等自身を解放したいのだ。自分自身の生活、自主自治の生活を得たいのだ。自分で、自分の生活、自分の運命を決定したいのだ 少なくともその決定にあずかりたいのだ。〔中略〕

労働組合は、それ自身が労働者の自主自治的能力のますます充実していこうとする表現であるとともに、外に対してのその能力のますます拡大していこうとする機関であり、そして同時にまたかくして労働者が自ら創り出していこうとする将来社会の一萌芽でなければならない

繰返して言う。労働運動は労働者の自己獲得運動、自主自治的生活獲得運動である 人間運動である。人格運動である。

（大杉栄「労働運動の精神」『新編 大杉栄全集』第五巻、ばる出版）

兵隊のあとについて歩いて行く。ひとりでに足並が兵隊のそれと揃う。

兵隊の足並は、もとよりそれ自身無意識的なのであるが、われわれの足並をそれと揃わすように強制する。それに逆らうにはほとんど不断の努力を要する。しかもこの努力がやがては馬鹿馬鹿しい無駄骨折りのように思えて来る。そしてついにわれわれは、強制された足並を、自分の本来の足並だと思えるようになる

われわれが自分の自我——自分の思想、感情、もしくは本能——だと思っている大部分は、実にとんでもない他人の自我である。他人が無意識的にもしくは意識的に、われわれの上に強制した他人の自我である。

(大杉栄「自我の棄脱」『新編大杉栄全集』第三巻、ぱる出版)

(本書 142 頁)

うん、とても分かりやすい。少なくとも栗原さんの書く文よりははるかに。

そして伊藤野枝。

私共は、無政府共産主義の理想が、到底実現する事のできないただの空想だという非難を、どの方面からも聞いて来た。中央政府の手を俟たねば、どんな自治も、完全に果たされるものでないという迷信に、みんなが取りつかれている。

ことに、世間の物識り達よりはずっと聡明な社会主義者中のある人々でさえも、無政府主義の『夢』を嘲笑っている。

しかし私は、それがけっして『夢』ではなく、私共の祖先から今日まで持ち伝えて来て互いの村々の、小さな『自治』の中に、その実況を見る事ができると信じていい事実を見出した。

いわゆる『文化』の恩沢を十分に受ける事のできない地方に、私は、権力も、支配も、命令もない、ただ人々の必要とする相互扶助の精神と、真の自由合意による社会生活を見た。

(伊藤野枝「無政府の事実」『伊藤野枝全集』第三巻、學藝書林)

(本書 225 頁)

1977 年、帝政ロシアを打倒した社会主義政党ボルシェヴィキが政権を握り、ソビエト社会主義共和国連邦を成立させた。また 1949 年、日本帝国主義の支配下にあった傀儡政権から中国全土を解放した人民解放軍、中国共産党は中華人民共和国を建国した。しかしどちらも先に述べたように、封建主義や侵略国からの解放を果たしたが、建国後は、対外的には覇権主義的、侵略的行為に走り、国内では自由を抑圧するような政策に流れた。そして「ソ連」は今や存在しない。

日本はといえば、封建的な幕藩体制を打ち破った勢力が、封建的な影を引きずりつつも大日本帝国という中央集権国家を作り上げた。さらにアジアへの侵略に乗り出し、第二次世界大戦で敗北した後は、アメリカの世界戦略に組み込まれ、今や新自由主義的な先兵として世界を侵食し、国内をも蝕み続けている。

新自由主義とグローバリズムに支配されたようなこの世界が、人々に幸福と自由をもたらしたとはとても言えない。富と力が一部の者に集中し、人々の多くは生活の困窮や戦争・紛争による戦禍にみまわれている。そこまで追い詰められなくとも、大勢は日々息苦しい管理や不当な権力の抑圧を感じている。近年では、富と権力を持つ者が力に任せて支配する傾向がとみに強い。そのような状況下、管理や抑圧からの解放を求める息吹は、マグマのように地中深く渦巻き、地上に燃え上がる時を待っている。

アナーキズムはこの力を糾合し統率し組織化することはない、とこの本の著者は言うだろう。それもいいだろう。自由を求める熱き心は消されることはない。それが人の本性だからだ。

栗原さんは本書の末尾を次のような言葉で結んでいる。

コミュニズムとは、無償の生をいきるということだ。相互扶助を生きるということだ。でも相互扶助は、ややもするとカネもうけの食いものにされていたり、自分じゃ損得ぬきでそうしているんだとおもっていても、その集団の権威にしたがっちゃまっているときがある。だけどそれは奴隷の秩序だ。奴隷の生をいきるということだ。(中略) 秩序をはみだせ。役に立つとかたたないとか、そんなことはどうでもいい。無償の生を爆発させろ。めったくそにおせっかいをしなくてやれ。ドイツのアウトノーマのように、わ

るのりにつぐわるのりを、そしてさらなるわるのりをくりかえしてやれ。

えっ、秩序をはみだすのは、犯罪だって？ みんなにきらわれてしまうって？ 上等だよ、上等だよ、ひらきなおるわけじゃねえが、現にあるものをプチこわせ。主人でもない、奴隷でもない、民衆の生をつかみとれ。新天地にむかってあるきだせ。それはとても孤独なことなのかもしれない。（中略） Kommunismusは絶対的孤独である。それは現にある秩序をはみ出していこうとすることだ。あらゆる相互扶助は犯罪である。アナキーをまきちらせ。Kommunismusを生きてゆきたい。（153～154 頁）

遊びをせんとや生れけむ 戯れせんとや生れけむ 遊ぶ子どもの声きけば 我が身さへこそゆるがるれ
表紙に取り上げたこのうたは、アナキズムに通じるものがあると思っている。

※本書では「アナキズム」とあり、ぼくは「アナキズム」と書いたが含意はない。ただ使い慣れているからに過ぎない。

【本の紹介コーナー その2】

『ひろひと天皇年代記—1945 年 8 月ヒロシマ』 秦恒雄 著（琥珀書房）

広島・長崎の被爆関係の小説や詩はともかく、いわゆる被爆体験記を（その周辺も含め）ぼくはあまり読んだことはなかった。竹内良夫さんが出している「ヒロシマ通信」を見てなんとなく興味をひかれ手にしたのがこの本である。

8 月 6 日、ヒロシマの南西に位置する大竹海兵団に居た筆者が、団員たち共に広島に落とされた原爆を遠望するところから記述は始まる。それが通常の爆発ではない異常な事態であるとは感じつつも、何事であるかまではこの時点ではわからない。やがて広島及等に家族がいるものは外出を許され、筆者も家族のいる広島西郊の古江に戻ることになる。家にたどり着くまでの道々の様子、そして広島市中心部で被爆し、なんとか家までたどり着いたが亡くなった妻の事などが詳細に語られる。そしてその後、市内中心部に同僚の津田と共にその妻（の遺体）を探しに出かけたこと、そこでの惨状、「離れ」に住んでいる伴さんという元三菱造船の重役人とのやりとり、妹が嫁んでいるという池田という貴族院議員の宮島口にある別荘を訪ねたこと、10 日になって、広島での被災が原爆によるものであったということを弟や新聞で知ったこと、そして 9 月に上京、池田の東京の家に仮住まいし、そこで会った「軍令部の課長をしていた大石という男」との会話で「記録」は閉じられる。冷静で写實的、第三者的な抑制のきいた表現は文章の端々に及んでいる。

こう書くと、本書は私的ドキュメンタリーや私小説のように聞こえるかもしれない。そのようなものとしても読む価値は高いと思うが、特筆すべき点はそこではない。

題名からは判断しづらいが、（しかし一読すれば「なるほど」と納得できるように、）本書は根源的な天皇制否定をその中核に収めている。同時に、「被爆ナショナリズム」に対する批判の書としても読める。特筆すべきはそこだろうと思う。このことはこの本の「あとがき」で川本隆史氏も述べている。

前者についていえば、「この戦争がまだ日支事変と呼ばれている段階にある時」（199 頁）ニューヨークで見た日本軍南京攻略のニュース映像に接した筆者の感想があげられる。

この中国の無名の一嬰兒の悲惨な運命にたいして、日本の天皇が多少とも責任があるとすれば、——天皇は不可侵だ、なぞという理屈は、この中国の嬰兒は絶対にうけつけまい——彼が今後いかなる侮辱をこおむり、またその統治する国民なるものがいかなる取り扱いを世界から受けても、彼がそれにたいして抗議しうる権利は最早ないのだ、と考えた。（201 頁）

いわゆる「南京大虐殺」に関してのニュース映画であったろう。これを見た筆者は上記のように受け止めたのだが、これは根源的な天皇制日本に対する批判と言ってもいいだろう。ぼくはこれを読んで、軍事国家イスラエルによるガザ虐殺の図が頭に浮かんだ。

それにつけても、気になる事がひとつあった。(本文ではないものの)この本の解説で秦剛平氏(著者の長男)が、氏の妻にあてた著者の手紙の一文に次のように書いていた。その内容が引くかかる。

日本軍の、南京、上海、漢口等の攻略は、昨年、西パキスタンがバングラデシュでやったような、密室の殺人的なものでは絶対になかったのである。(中略)悪質な Massacre は行われるはずがなかった。(254 頁 Massacre とは虐殺)

ぼくの理解力では、これを先述の天皇制否定の所で引用した内容と統一的に解釈することはできなかった。疑問は疑問のまま受け止めるしかない。

「被爆ナショナリズム」とは「唯一の被爆国」とされる言葉に象徴的だが、被爆を国家的被災としてとらえ、原水爆禁止を進めるうえでは有効だが、反面国の加害の側面や、在日外国人被爆者、日本以外の地に居住する被爆(曝)者の存在を見えにくくするという欠陥を持つ。前出の川本氏は、長岡弘芳著『原爆民衆史』の「あとがきにかえて」の 288 頁を参照のことと書いている。確かに同頁 6~8 行には短くまとめられている。しかし個人的にはむしろ、前頁の 297 頁 5 行目からの数段落のほうがこの言葉を具体的な事実で示していて理解しやすいと思う。以下にその一部を引用する。

思えば、それは第五福竜丸ビキニ被災だけに限った事ではない。

丸木位里・俊夫妻は、70 年当時に明らかにされた、23 人ものアメリカ兵捕虜が広島で死んだ事実ショックをうけ『原爆の図』第 13 部を「米兵捕虜の死」として描きあげる。すると「朝鮮人はどうしてくれる?」と問われて、ああそれもウカツだったと、朝鮮人被爆者を主題にした第 14 部「からす」を完成する。当時、広島でも長崎でも、強制連行されてきた朝鮮人が少なからず被爆死を遂げているのである。(287 頁 11~15 行)

丸木夫妻はこのようにして「被爆ナショナリズム」を乗り越え、その画をより普遍的なものに仕上げていったとも言える。

音声データ消去事件 控訴審 東京高裁 第 1 回口頭弁論

【日時】2025 年 12 月 11 日(木) 午前 11 時 40 分
【場所】東京高等裁判所 809 号法廷(8 階)
【集合】同法廷控室 午前 11 時 30 分
【最寄駅】地下鉄丸ノ内線「霞が関駅」下車 30 分

【後記】いつもこの通信を置かせていただいている「夢屋珈琲工房」のご主人、竹中さんが亡くなられた。ほんとにおない年であった。コーヒー豆をいただいたり、通信を置いてもらうためにお店を訪ねるたび、二言三言言葉を交わしただけだったが、同時代的な共感を得られた人である。亡くなられたのは本当に残念だ。心よりご冥福をお祈りしたい。／今年の 4 月からだったろうか、市役所の組織替えとともに庁舎 4 階のレイアウトが変わった。これまでは 2 階から 5 階まで、全て中央に東西にはしる通路があり、その両脇にカウンター、左右のカウンターの奥に執務机が並んでいた。用がある場合は中央通路をスタスタ歩き、必要な窓口で声をかける、そんな習慣がいつの間にか身についていた。ところが市長室がある 4 階だけが通り抜けできなくなり、横(南北)に渡したカウンターが、まるで関所のように行く手をふさいでいる。その奥にある秘書室などに行くときは、声をかけないと入りづらい構造になっているの



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

サンホセの会 12 月定例会

【日時】12 月 21 日(日)
午後 1 時 30 分~3 時 30 分
【場所】東大和市立中央公民館 204 学習室
【テーマ】「平和市民のつどい」に関する市長への要望書
への回答・戦災変電所での写真展報告など
※オンライン参加希望の方は 19 日(金)までにご連絡ください。当日 10 分前になったらメールします。
オンラインは Jitsi Meet を使用します。

である。つまり、市長と市民は気安く接することはできない造りと言っている。そして、教育委員会がある 5 階からは社会教育課(生涯学習課)が消えた。「名は体を…」ではなく、構造・形態は市長の思惑を表わすというところか。